

市では収集しないごみ

② 一時多量ごみ

たたみ入れ替え 引越し 改築 模様替え

処理方法

市の許可を受けた収集運搬業者に依頼してください。

③ その他（処理困難物）



処理方法

※上記は処理困難物の主なものです。詳しくは市民環境課へお問い合わせください。

販売業者または専門の処理業者へ依頼してください。

④ 事業系ごみ

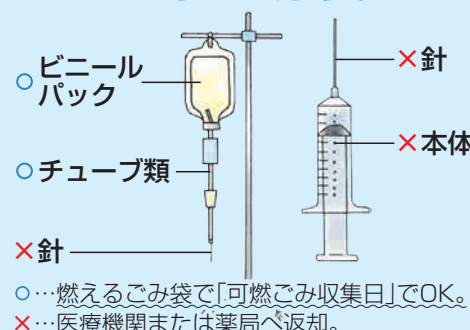
事業活動(事業所・商店・工場等)に伴って排出されるごみ

処理方法

専門の処理業者または、市の許可を受けた収集運搬業者に依頼してください。

お問い合わせ：市の許可を受けた収集運搬業者については市民環境課へお問い合わせください。

在宅療養により発生した医療廃棄物について



●注射器及び注射針については、医療機関または薬局(処方箋により調剤した薬局から交付された場合)へ返却してください。

●ビニールバック類、チューブ、脱脂綿、ガーゼなど

- ・「可燃ごみ」の収集日に燃えるごみ袋の上部のたて・よこを結んだ状態で出してください。
- ・ビニールバックなどについては、中の残存物を適正に処理をして出してください。
- ・脱脂綿等は、外から見えないように紙等に包んで出してください。
- ・紙おむつは、汚物を取り除いて出してください。

○…燃えるごみ袋で「可燃ごみ収集日」でOK。
×…医療機関または薬局へ返却。

野焼きは禁止です！

次に掲げる場合を除き、野焼きは一切禁止となりました。

- ①国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

ただし、近隣住民に迷惑となるような行為については上記の場合であってもただちに中止しなければなりません。

また、家庭用焼却炉(小型廃棄物焼却設備)の使用については、次の基準を満たしていないものは使用できません。



廃棄物焼却炉の基準が強化されました

ダイオキシン類対策として廃棄物処理法の許可対象規模の廃棄物焼却施設について、構造・維持管理に関する基準の強化が行われ、基準に適合しない施設の使用ができなくなりました。

- 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。
- 煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないこと。
- 煙突から焼却灰及び未燃焼物が飛散しないこと。
- 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が**摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却**できるものであること。
- 燃焼に必要な空気の通風が行われるものであること。
- 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、廃棄物を燃焼室に投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。**(外気遮断定量投入装置(二重扉等)の設置)**
- 燃焼室中の燃焼ガス温度を測定するための装置が設けられていること**(温度計の設置)**。
- 燃焼ガス温度を保つために必要な**助燃装置が設けられていること(火床面積が0.5㎡未満)**。

上記の基準に適合していない簡易な家庭用焼却炉及びドラム缶等による焼却は一切できません。

皆さん一人ひとりの自覚でダイオキシン類の発生を減らすことができます